

平成31年余市町議会第1回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分
 延 会 午後 6時10分

○招 集 年 月 日

平成31年3月4日（月曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	前 坂 伸 也
総 務 課 長	須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長	笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長	上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長	増 田 豊 実
保 健 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	秋 元 直 人
経 済 部 長	久 保 宏
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長	亀 尾 次 雄
建 設 課 長	篠 原 道 憲
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長	山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 隆
教 育 部 長	小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長	古 山 尚 志
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 議

平成31年3月7日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	11番	白 川 栄 美 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	辻 井 潤
〃	4番	岸 本 好 且
〃	5番	土 屋 美 奈 子
〃	7番	近 藤 徹 哉
〃	8番	吉 田 浩 一
〃	9番	佐 藤 一 夫
〃	10番	野 崎 奎 一
〃	12番	庄 巖 龍
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	藤 野 博 三
〃	17番	茅 根 英 昭
〃	18番	溝 口 賢 誇

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
議 事 係 長 枝 村 潤
書 記 補 荒 谷 かなえ

○議 事 日 程

- 平成31年度町政執行方針
平成31年度教育行政執行方針
- 第 1 議案第 1号 平成31年度余市町
一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 平成31年度余市町
介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 平成31年度余市町
国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 平成31年度余市町
後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 平成31年度余市町
公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 平成31年度余市町
水道事業会計予算

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成31年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、千葉まちづくり計画課長は通院のため本日欠席の旨届け出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程に従いまして、ただいまから平成31年度町政執行方針について齊藤町

長から説明されます。

齊藤町長の……

(「議事進行」の声あり)

○2番(吉田 豊君) ただいま議長から口述のありました町政執行方針ですけれども、町政執行方針は承知のとおりまちづくりの目標と予算調整の基礎をなしているということです。余市におかれましては、1969年か、そのときに地方自治法に基づき2条4項の規定で総合計画を策定していますよね。それから、2011年の5月に法改正があって、2条4項については削除された。それと同日付で総務大臣の名義によって地方自治体は総合計画をつくってもいいし、つくらなくてもいいということなのだけれども、つくったほうがいいのかという考え方の地方自治体のほうが多くて、余市町は後段をとって、議会の議決を経ていわゆる総合計画をつくっているということです。今回出されている執行方針そのものは総合計画で定めているまちづくりの目標と大きく異なる目標を掲げているわけなのです。逆に言うと、余市のまちづくりの目標の二重構造になっているということです。基本的に二重構造というのはあり得ないことです。その辺を議長においては整理願いたいと思っております。

さらに、議会運営委員会の委員長もきのうまちづくりの計画、総合計画にも質問もされて、答弁もいただいていますけれども、その辺あわせてきちんと整理して、執行方針をこれからやってもらえばと、そういうふうに思っていますので、その辺を整理していただきたいと思っております。

○議長(中井寿夫君) ただいま2番、吉田議員から町政執行方針に関する議事進行発言がありました。内容等の確認をしたいと思っておりますので、その間暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午後 3時49分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、2番、吉田議員からの議事進行発言につきまして町長より発言の機会をいただきたい旨の申し入れがありますので、発言を許可いたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、吉田議員からの議事進行発言にかかわり、長期にわたり調整にお時間をいただきましたことを感謝申し上げます。

第4次余市町総合計画と平成31年度の町政執行方針との関係についてご説明申し上げます。平成31年度の調整執行方針において掲げた3本の柱は、あくまでも平成31年度の町政執行に当たっての基本方針であり、第4次余市町総合計画と執行方針とが二重構造だった誤解を与えるような表現となったことについては大変遺憾に思っているところでございます。昨日も答弁したとおり、現時点において第4次余市町総合計画の変更についての考えは持っておらず、平成31年度町政執行方針における3本の柱はあくまでも平成31年度町政執行方針の基本方針として掲げたものであり、第4次余市町総合計画との整合性は図られているものと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） それでは、日程に従いまして、ただいまから平成31年度町政執行方針について齊藤町長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 平成31年度町政執行の基本方針。

平成31年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と重要な諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議会議員各位を初め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

今、地方を取り巻く環境は、人口減少と東京一極集中の進行により、いかに持続可能なまちづくりを進めていくか模索していかなければならない状況を迎えており、本町もその例外ではなく、町民が安全・安心に暮らし続けられる持続可能なまちづくりの推進に向けた諸施策を講じていく必要があります。

行政だけでその実現はできません。

その実現には、町民との協働が不可欠であり、私たち一人一人がともに力を合わせ、私たちの子や孫の世代にこのすばらしい余市町を引き継いでいかなければなりません。

こうした中、余市町には強みとなる、全道一の生産量を誇る果樹、新鮮な魚介類、世界に誇れるウイスキーやワインといった魅力的な食資源が豊富にあります。

これら食資源を活用し、本町の魅力をしっかり引き上げていくため、「食の都よいち」として、余市ブランドの確立、雇用の創出、所得の向上、インバウンドを含めた訪問者数の増加、移住定住の促進など、地方創生につながる施策を展開してまいります。

後志自動車道の開通により、大消費地である札幌圏との距離も縮まり、さらに今後国道5号俱知安余市道路が完成することにより、一大リゾート地であるニセコエリアとの交流人口や物流が活発化することが予想されます。

この機会を逃すことなく、「食の都よいち」を広く発信し、余市町の強みを生かすまちづくりを積極的に推進してまいります。

以上を踏まえ、平成31年度の町政執行に当たりましては、「1. 暮らし続けたいまちへ」、「2. 余市の魅力を確かな価値へ」、「3. 共に創るまちへ」の3本の柱を政策の基本とし、職員と一丸となって町民の負託に応え、「わくわくするよいち」を全ての人が実感できるようなまちづくりの実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、各

位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

1、暮らし続けたい町へ。

町民が安全・安心に暮らせる優しいまちづくりを進めます。

生き生きと安心して暮らせるまちづくり。

社会インフラのしっかりとしたまちづくり。

災害に備えたまちづくり。

2、余市の魅力を確認する価値へ。

余市の豊富な資源を生かし、その可能性と魅力を引き出すまちづくりを進めます。

1次産業の強みを生かしたまちづくり。

魅力的な食資源を生かしたまちづくり。

余市ブランドの価値を向上させるまちづくり。

3、ともにつくる町へ。

協働の理念のもと、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

町民と協働するまちづくり。

地域や民間などとの連携を積極的に進めるまちづくり。

効果的・効率的な行政運営を進めるまちづくり

以上3本の柱をもとに、余市町の明るい未来に向けて、町民がわくわくするようなまちづくりを進めるため、以下の諸施策を推進します。

平成31年度の主要施策。

1、暮らし続けたい町へ。

地域福祉に関する施策。福祉・保険に関する一連の手続をワンストップで行える窓口を設置し、住民サービスの向上に努めます。

また、少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、ともに支え合う地域機能が低下してきていることから、共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行います。

人生100年時代が到来しています。

元気で意欲のある高齢者にその経験や知恵を発揮していただくことは、地域の財産です。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用します。

単身高齢者や認知症高齢者への支援の充実については、「第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の強力的のもと継続して情報更新を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とした「第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画」に基づき、誰もが住みなれた地域で自分らしく生活を送ることができる社会や、やりがいを感じながら、地域でその能力を発揮できるような障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達のおくれや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

また、権利擁護や虐待防止についても継続して取り組みます。

子育て推進に関する施策。子供たちこそ、地域の宝です。地域全体で子育てを支え、安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てと健康を総合的に推進するための窓口を設置し、妊娠期からの切れ目のない支援に努めます。

「余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子供を産み育てることができるよう、乳幼児健康診査や地域子育て支援拠点の整備、妊

婦健康診査、乳幼児家庭訪問などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、子供を持つ親の経済的負担と、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため医療助成を実施するとともに、周産期医療につきましては、北後志地域6市町村の連携のもと、医療体制の充実に努めます。

子供たちの命は、我々大人全員で守らなければなりません。児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

保健に関する施策。町民一人一人がみずからの健康に関心を持ち、食生活を初めとする生活習慣の改善を図るなど、日ごろから健康づくりに積極的に取り組むことが大切です。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室の開催や健康相談を実施します。

健康診査事業では、特定健康診査など各種健康診査に係る普及啓発や受診勧奨に努め、糖尿病を初めとする生活習慣病の早期発見や重症化予防の取り組みを強化するなど、生活習慣の改善に向けた特定保健指導の充実を図るとともに、加齢に伴う口腔機能の低下や誤嚥性肺炎予防のため、後期高齢者を対象とした歯科健康診査を実施します。

各種がん対策につきましては、早期発見・早期治療が重要であることから、受診意識高揚に向け普及啓発や受診勧奨に努めるとともに、女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診においては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施します。

予防対策につきましては、生活習慣病の発症予防や早期発見等に取り組むとともに、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種対象者に対する

勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種に係る助成を実施します。

交通安全に関する施策。交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導を初め、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

特に、後志自動車道が開通したことにより、交通量が増加していることから、アクセス道路における交通安全対策を強化します。

消費者保護に関する施策。生活環境が複雑化する現代社会において、巧妙な悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取り組みが重要となっています。

このため、消費者被害の未然防止や、消費生活相談の窓口である北後志6市町村で開設している「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

国民年金に関する施策。国民年金事業につきましては、年金に関する各種届け出や保険料の免除・猶予申請、受給請求などの手続について適切に対応するとともに各種年金制度の周知、相談業務を実施します。

環境に関する施策。環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、街路灯のLED化促進に向け、更新などに係る工事費や街灯料に対する助成、庁舎照明のLED化など、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めます。

町営斎場につきましては、平成32年度の供用開始に向け、引き続き建てかえ工事を行います。

一般廃棄物処理に関する施策。一般廃棄物の処理対策につきましては、町民の協力をいただきながら、分別のさらなる徹底を図り、ごみの減量化と資源リサイクルに向けた取り組みを促進するとともに、みずからごみをステーションまで搬出することが困難な高齢者などへの支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を実施します。

また、公共下水道が整備されていない地域を対象とした、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

労働に関する施策。労働対策につきましては、関係機関とも連携を図りながら、就労対策を継続するとともに、季節労働者の通年雇用を促進するため、通年雇用促進支援事業の推進に努めます。

教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策。少子高齢化や国際化が進み、社会全体がさまざまな変化をもたらしている中、教育は、本町の未来を担う人材を育てるための「町の根幹」を形づくるために重要な政策です。

誰もが、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲や態度を育成し、みずからの意識を高め、地域社会の一員としてそれぞれの役割を果たし、心豊かに互いに支え合うことができる地域づくりの実現を図ります。

学校教育につきましては、子供たちの個性を伸ばし、基礎・基本を身につけ、目まぐるしく変化する社会で自立して生きていくための力を育み、みずからが意欲的に学び、つくり出す喜びを大切にする学習活動を推進します。

学校は、子供たちが学ぶための場であるため、教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を行うとともに、安全で安心できる教育環境の整備と機能の充実に向け、適切な維持管理に努めます。

また、社会教育につきましては、それぞれの機能を生かした各施設の有効活用により、継続的な

学習機会の提供を図り、地域貢献や心豊かな学びの継続につながる、生涯学習社会の実現に努めます。

文化財につきましては、埋蔵文化財や地域の歴史資料の収集と、適切な保存管理に努め、企画・展示による有効活用を図り、将来にわたり郷土の伝統文化の継承を図ります。

スポーツの振興につきましては、健康で充実した生活を送るために、町民がスポーツに親しむことのできる各種教室の開催に努め、生涯にわたりスポーツを続けられる環境整備に努めます。

道路に関する施策。国道229号及びJR余市駅前の道道豊丘余市停車場線の電線共同溝工事の事業促進について関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め、安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、流融雪溝につきましても、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を要望するとともに、国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合を初め、地域の方々の協力をいただきながら、治水対

策や維持保全に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港湾につきましては、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、大川地区の越波対策として海岸護岸補強工事の早期完成を要望するとともに、栄地区の越波、侵食対策につきましても関係機関に要望します。

公園事業に関する施策。都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、老朽化が進んでいる遊具の更新を図るとともに、公園施設の劣化や破損状況の点検・確認を行い、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。公営住宅につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、「余市町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、今後の公営住宅の適正戸数を検討し、適切な活用を目指すほか、引き続き山田団地浄化槽設置に伴う水洗化工事を3棟12戸実施し、快適な住環境の整備に向けた取り組みを進めます。

住宅関連に関する施策。本町への移住・定住を目的とした土地・住宅の取得に対する支援制度により、移住促進に一定の成果が見られたことから、引き続き支援制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空き家住宅除却費補助制度により、不良空き家住宅の除却が促進された実績を踏まえ、引き続き補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区に関する施策。まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた

支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。買い物や通院等の移動に苦慮されている、いわゆる交通弱者の方々への交通手段を確保することが重要課題となっていることから、地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、交通事業者などの関係者・各機関団体により組織する「余市町地域公共交通活性化協議会」において、町内の地域公共交通を取り巻く現状と課題について行った調査内容をもとに、交通体系や交通政策について、協議・検討を進め、「余市町地域公共交通網形成計画」を策定します。

防災に関する施策。近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画（本編）」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、防災無線も含め、地理的条件など本町に適した、確実に情報が伝わる手段を検討するとともに、新たな無線システムについての調査を進め、情報伝達手段の整備に係る基本設計業務を実施します。

また、避難所における備品など防災資機材の整備を計画的に進めるとともに、災害時における情報入手手段の確保を目的に、拠点となる施設などに公衆無線LANの整備を進めます。

さらに、土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの指定と避難体制の整備を進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国や北海道の防災計画との整合性を図りながら、「余市町地域防災計画（原子力災害対策編）」の

見直しを進めるとともに、北海道や関係市町村と連携し、避難対策など必要となる防災対策の整備に引き続き取り組みます。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日ごころからの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓発を行い、地域における防災力の強化に努めます。

2、余市の魅力を確認する価値へ。

農業に関する施策。農業は本町の主力産業の一つです。

強い農業を支える各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会を初めとする関係会議における協議を重ねながら、農業の振興を図ります。

果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、リンゴ・ブドウ・桜桃などの優良品種への転換や圃場整備を行い、より一層の安定生産を進めます。

特に、本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「りんご」栽培の振興を進めるとともに、「生食用ぶどう」栽培については、本州での流通を見据え、有望品種の普及に向けた取り組みを支援します。

さらに、急速に栽培面積がふえている「醸造用ぶどう」栽培の振興と本町で栽培されたブドウを原料とした「ワイン」のブランド化に向けた取り組みを進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、GAP認証に関する研究を進め、環境保全型直接支払交付金を活用した草生栽培の取り組みを進めるなど、クリーン農業の推進に努め、自然環境に調

和した環境保全型農業の確立を目指します。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

また、新規就農者の募集や支援を行うため、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取り組みを進めるとともに、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

また、6次産業化に向けた取り組みの場として、町内農業者による農産物の加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者みずからが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。林業につきましては、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な

機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施するとともに、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業・水産加工業に関する施策。漁業の振興につきましては、浅海増殖事業、淡水増殖事業とともに、将来的な養殖事業の定着化に向け、二枚貝の養殖試験を支援し、水産業の収益性向上と、資源の持続的な利用の確保に向けた取り組みの強化を図ります。

いそ焼け対策につきましては、余市町沿岸漁場再生活動組織における食害生物の除去やモニタリングを継続するとともに、北海道や中央水産試験場を初めとした関係機関との連携を密にし、より有効な対策の取り組みに努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

6次産業化に関する施策。6次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・

販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取り組みを進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取り組みにつきましては、ワインの基礎知識を学び、ワインへの興味、関心を高め、余市産ブドウを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力をPRするため、ワイン教室や、イベントの開催を支援し、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やビンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた6次産業化の推進を図ります。

商工業に関する施策。商工業の振興につきましては、余市町中小企業振興条例に基づく融資及び保証料助成などの中小企業者等への支援とともに、余市商工会議所及び余市中小企業相談所への助成措置も継続し中小企業者等の経営基盤安定化に努めます。

また、国の各種支援施策とも連携しながら、設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等を促進し、地域経済の活性化に努めます。

商店街の活性化対策として、空き店舗などを活用した起業支援や既存店舗の改修支援など、余市商工会議所や余市町商店街連合会と連携しながら各種支援を行い、商店街の活性化に努めます。

観光に関する施策。観光振興につきましては、後志自動車道が開通し、初めての本格的な観光シーズンを迎えることから、北後志圏域町村との連携をより一層強化した中で、本町の魅力を積極的に発信し、道内各地からのドライブ観光客やインバウンドの誘致活動に努め、観光消費拡大を推進します。

余市観光協会と連携し、観光事業者を初め、農水産業、商工業者等とともに、本町の自然や産業

などさまざまな資源を活用した体験型観光の新たな発掘と定着化を図り、交流人口の増加と滞在型観光の推進に取り組むとともに、観光客入り込み数が減少する冬期間の観光推進に向けた取り組みを継続して展開することにより、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

道の駅につきましては、再編整備に向けた検討を進めます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、展示販売方法の充実に努めながら、地場製品のPRと観光情報の提供に努めます。

北海道ブランドを背景に増加する訪日外国人旅行者に対しては、外国語ホームページを活用して、本町の魅力を積極的に発信するとともに、近隣町村と連携しながら、外国人インフルエンサーへの働きかけによる観光プロモーションに取り組みます。

農道離着陸場につきましては、ドクターヘリ等による救急防災業務利用など、離着陸場機能の維持に万全を期します。

また、スカイダイビングを初め、スカイスーツ等の体験型観光の実施やイベント開催など多面的な利用の推進を図ります。

ふるさと応援寄附に関する施策。余市町のまちづくりを応援くださる方々に対し、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品をふやし、より多くの方々から興味と親近感を持っていただけるよう、一層拡充させていきます。

応援寄附金は、寄附してくださった方々の意向を踏まえ、さまざまな事業の財源として、活力と魅力に満ちた個性あふれるふるさとづくりに活用します。

地域おこし協力隊に関する施策。余市町の特産品や観光のPR等の地域おこし活動を促進するため、みずからの能力ややる気を発揮し、余市町の発展に貢献したいという思いのある都市部の若者等を地域おこし協力隊員として募集します。

人の流れを生み出す施策。人口減少が加速する中、国においては「まち・ひと・しごと創生法」に基づく各種交付金や支援制度の創設により、人口減少時代における地方への人の流れの創出に向けた施策を進めています。

本町においても、「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、後志自動車道の開通や、ワイン産業の活性化等を背景として、地域の魅力を生かした就業機会の創出、子育て支援、住宅新築支援、新規就農支援など、引き続き本町への人の流れを生み出す施策を推進します。

また、本年は国、地方ともに総合戦略の1期目の最終年度となることから、これまでの施策に対する効果検証を行うため、有識者から成る「余市町まち・ひと・しごと創生委員会」を開催し、2期目の地方版総合戦略策定に向けて取り進めます。

宇宙記念館に関する施策。余市宇宙記念館につきましては、貸し館による施設、設備の有効活用を積極的に推進します。

運営に当たっては、町民や教育関係者の意見や要望を伺いながらの運営に努めます。

3、とものつくる町へ。

町民と行政の連携に関する施策。町民との対話の仕組みを確立し、区会や余市町民自治推進委員会などを通じ、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現にはなくてはならない大きな「力」として、町民の自主的な活動がさらに活発に展開されるよう、社会福祉協議会とも連携しながら各団体と組織の支援や活動の場の提供に努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を活用し、地域住民と行政がともに協力し合う地域づくりを推進します。

情報の共有に関する施策。町民参加のまちづくりを推進していく上で、情報公開と情報共有は、大変重要です。

情報の発信では、広報よいちの紙面の充実を図るとともに、ホームページにより、わかりやすい情報の発信に努め、行政の透明性を高めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問い合わせメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進、情報の共有に努めます。

効果的な広域行政の推進に関する施策。広域行政の推進につきましては、後志自動車道が開通し、広域行政への波及効果も見込まれる中、今後も広域交通体系の整備について、小樽・余市間国道新設改修に関する事業の推進や、国道5号倶知安余市道路の早期完成、さらには鉄道路線の存続など、関係市町村などと十分連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取り組みを進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効果的・効率的な広域行政を進めます。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきましては、本年度、親善交流都市である福島県会津若松市が市政120周年を迎えることから、会津若松市の各種記念事業へ参加するとともに、両市町の歴史的なつながりや地域間の交流事業を浸透させるための取り組みにより、両市町の友好関係の充実を図ります。

また、来年度は会津藩士入植150年を迎えます。

機運を高めるべく、青少年の両市町の歴史学習を通じ、郷土への理解を深めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受け入れの実績を踏まえ、交流事業を進めます。

行財政に関する施策。国等の補助制度の積極的な活用を図り、新たな歳入獲得に向けた取り組みの強化に努めます。

本町における歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金など約7割が依存財源で占める脆弱な財政構造となっており、また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も非常に高く硬直化している状況です。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、限られた財源の効率的な配分を図るとともに将来への備えを考慮しながら、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況の中、町税は重要な自主財源であることから、課税客体の的確な把握による課税の適正化、クレジット納付や口座振替納税による納期内納税の定着化を引き続き図るとともに、新たな納付環境の整備として本年度より開始するコンビニ納付の適切な運用と対象税目の拡大に向けた取り組みを進め、安定的財源確保と収納率向上に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、滞納状況の的確な把握に努め、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、町税同様、収納率向上に努めます。

財政状況については、広報よいちやホームページを活用し、わかりやすい情報の提供に努めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は公務員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんが重要であることから、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

特別会計。

1、介護保険特別会計。

介護保険制度につきましては、「第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき事業運営を行います。

介護サービスの利用は着実に町民に浸透しており、介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう自立生活の支援を基本として効果的、効率的な介護サービスの提供を図るとともに、保険給付費の動向を見きわめながら財源の安定確保を図り、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、地域支援事業については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとの連携のもとに包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、さらには、介護支援ボランティアポイント事業を初め、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の拡充など総合的な介護予防施策の実施に努めるとともに、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応など、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

2、国民健康保険特別会計。

国民健康保険事業は、昨年度から北海道が財政運営の責任主体となり、市町村と一体となって運営を行っています。

近年、被保険者数の減少などにより、税収の減少傾向が続く中、被保険者の高齢化に伴い医療費が増加傾向になるなど、厳しい運営状況となっていますが、引き続き医療費の適正化と国民健康保険税を初めとする各種財源の確保に努めるとともに、北海道と連携を図りながら国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

3、後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療制度は、北海道内全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合により運営

されていますが、市町村が行う事務の円滑な実施と本医療保険制度の適正な執行に努めます。

4、公共下水道特別会計。

管渠建設工事につきましては、沢地区、港地区の整備を実施します。

下水処理場・中継ポンプ場につきましては、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水処理場の運転操作に係る監視制御設備の更新工事を引き続き実施するとともに、浜中中継ポンプ場の汚水ポンプ設備の更新工事を行い、下水処理場を初め各施設の適正な維持管理に努めます。

今後におきましても、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発により水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化、安定化を図ります。

企業会計。

水道事業会計。

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業としましては、震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化を進めるほか、余市川水源の水質監視装置の一部を更新し、水道施設の強化を図ります。

一方、水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少により厳しい見込みとなりますが、さらなる経費削減を図り、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安全・安心で信頼を未来につなぐ水道事業の運営に努めます。

結び。以上、平成31年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げます。

余市町の将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、全ての人が「わくわくするよいち」を

実感できるようなまちづくりを目指し、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

○議長（中井寿夫君） あらかじめ本日の会議時間を延長します。

○議長（中井寿夫君） 続きまして、平成31年度教育行政執行方針について佐々木教育長から説明されます。

佐々木教育長の発言を許します。

○教育長（佐々木 隆君） I、初めに。

平成31年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、急速に進む人口減少や少子高齢化に加え、国際化の進展、情報通信技術の発達などが、社会のさまざまな領域に影響をもたらす中、人々の個性や能力を伸ばし、地域を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育てるための重要な基盤であります。新しい時代を切り開くための問題解決能力と柔軟な思考力を兼ね備え、一人一人が地域社会の一員として、みずからの知恵と行動力を発揮して、心豊かに互いに支え合うことができる人材の育成が重要です。

II、基本方針。

学校教育では、子供たちに基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身につけさせるとともに、子供たちの個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養うため、豊かな心、健やかな体を育むよう調和のとれた教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が互いに連携・協力し

ながら、さまざまな課題の解決に当たり、社会全体で子供たちを守り育む環境づくりに努め、子供たちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、生涯学習社会の実現のため、各施設の機能を有効に活用することにより、学び続けることができる機会の提供に努めます。

また、町民が生涯を通して生きがいを持って学び、習得した成果が、地域貢献につながる環境づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

III、重点目標。

1、生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。

変化の激しい社会において、子供たちが自立し、たくましく生きていくために必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な学力を習得し、それらを活用して課題を解決するための確かな力を育むことが極めて重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握し、その分析と課題の検証を行い、子供たちがわかる喜びを実感できるよう授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に取り組みます。

学校生活や学習上において「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対し、個に応じたきめ細かな教育活動を支援するため、引き続き、学習支援員等を配置します。

特別支援教育につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に教職員全体の共通理解のもと関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を行います。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成

に努めます。

ICT教育につきましては、情報活用能力を育成する教育が求められており、ICT機器を活用して、課題を解決する力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け情報機器の充実を図ります。

学校運営につきましては、学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根差した教育活動の充実に向け学校運営協議会制度の確立に努めます。

また、小中学校の連携を強化し、教育の連続性の確保に向け、学校間の情報交流の促進を図ります。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保する学校体制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

2、思いやりとみずから律する心を大切に
する生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちが、みずからの存在感と将来に対する夢や目標を持ち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、良好な人間関係を構築するため、互いを尊重し、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導は、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通い合う人間関係を構築し、児童生徒が自信や誇りを持ち、みずから考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、児童生徒や家庭

の抱える問題を解決するため、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、早期にその実態や要因を的確に捉えるとともに、関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、不登校児童生徒に対する教育的ニーズに対応するため、引き続き、適応指導教室を開設するとともに、通級する児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめ問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを総合的に推進します。

また、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けて取り組みます。

体罰の問題につきましては、いかなる場合においても許されるものではなく、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革を促進するとともに、児童生徒が充実した学校生活を送るために適切な生徒指導の確立に努めます。

3、生命をとうとぶ心を大切に
する健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、命の大切さを自覚し、思いやりの心を培いながら、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないために学校における「指導体制や相談体制の強化」、「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「インターネットの利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報

提供や啓発活動を行い、連携強化を図ります。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる環境であることが求められます。引き続き、学校設備の適切な維持管理を行うとともに、安全の確保に努めます。

学校保健では、児童の歯の健康づくりのため、本年度も継続して小学校においてフッ化物洗口を実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、地場産品を学校給食の生きた教材として活用することにより、地産地消の推進と子供たちに食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、学校図書の実とあわせ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸し出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

子育て・教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4、地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現には、町民が生涯にわたり学習することができる機会を有し、習得された成果が地域社会に生かされ、生きがいを持って活躍できることが重要です。

成人教育につきましては、人間性・社会性を豊かにし、充実した生活を送ることができるよう、自己啓発に向けた学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、生きがいづくりとなる学習機会の提供と豊富な経験や知識を地域に貢献できる環境づくりに努めます。

5、青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と豊かな心の育成には、創造性や協調性などを身につけることが必要であり、家庭・学校・地域の連携により、さまざまな体験を通して健やかな成長を育む良好な環境づくりが大切です。

障害のある子供たちを対象とした、交流体験活動を継続実施するとともに、関係団体と連携し、ボランティアの養成とあわせて、交流機会の提供に努めます。

放課後子ども教室につきましては、安全で安心な活動拠点を確保し、学校や地域住民との連携を進めながら、体験活動や学習機会の提供に努めます。

家庭教育につきましては、子供との触れ合い事業や親子での体験事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、子育てや学習機会に関する情報の提供に努めます。

6、芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動は、町に活力と潤いをもたらす源であり、歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財や郷土資料を継承することが大切です。

中央公民館につきましては、利用しやすい運営に努めながら、文化協会や公民館サークル等と連携し、発表や鑑賞、創作機会の充実に努めます。

図書館につきましては、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館、関連団体及びボランティア等と連携を図りながら読書普及活動を推進していくとともに、地域の情報拠点として魅力ある図書整備の継続に努めます。

伝統文化や郷土の歴史を次世代に伝えていくため、文化財施設の適切な管理を行うとともに、本町の豊かな文化資源を活用した事業活動の活性化

に努めます。

7、体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

生涯にわたり健康で充実した生活を送るため、スポーツを通して体力向上と健康増進を図る環境づくりが大切です。

子供たちがスポーツの楽しさを体験できる機会を提供するとともに、スポーツ関係団体と連携し、環境整備や体験事業の実施により、子供たちの体力向上に努めます。

豊かで健康的な日常生活を送るため、スポーツ活動を奨励するとともに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、社会教育施設を有効活用することにより、スポーツの振興と健康増進に努めます。

IV、結び。

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会としては、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子供たちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 5時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の

委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（前坂伸也君） ただいま一括上程されました平成31年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読します。

議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算。

平成31年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3

表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります平成31年度における国の地方財政計画の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災、減債対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととし、地方の安定的な財政運営に必要なとなる地方交付税等の一般財源総額について平成30年度地方財政計画の水準を上回る額が確保されたところでございます。また、東日本大震災分につきましては、復旧復興事業及び全国防災事業について通常収支分とはそれぞれ別枠で事業費及び財源を確保することとしたところでございます。地方交付税については、原資となる所得税、法人税等の国税収入の伸びにより地方税、地方譲与税が前年比2.1%増となる中、総額で前年比1.1%、1,724億円分の16兆1,809億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、国税収入の増加により地方交付税法定率分が伸びることや地方税収入の増加などにより、地方全体

の財源不足は前年度より1兆7,681億円減少し、4兆4,101億円となったものでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等によって補填措置を講じ、その結果国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなったものでございます。また、臨時財政対策債の発行額も前年比18.3%、7,297億円減の3兆2,568億円となったところであり、一定程度の地方財政の健全化が図られたところでございます。

次に、本町の平成31年度の予算編成結果及びその概要につきましてご説明申し上げます。平成31年度の余市町一般会計の予算規模は92億1,000万円であり、平成30年度と比較して5億7,000万円、率にして6.6%の増となっておりますが、その要因としましては町営斎場建替事業や埋蔵文化財発掘調査事業によるものでございます。

なお、平成31年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや特定財源の確保、活用などの歳入の見直し、また歳出予算を一元化し、効率化に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明申し上げたいと存じますので、参考資料の3ページ、平成31年度歳入歳出款別予算額調べをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をごらん願います。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をごらん願います。1款町税の予算額は17億4,120万3,000円であり、前年度比457万円、0.3%の増でございます。主な要因は、個人住民税、法人住民税等の課税標準の増によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は8,500万円であり、前年度と同額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

6款地方消費税交付金の予算額は3億9,000万円で、前年度比1,000万円、2.6%の増を見込んだものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金の予算額は80万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

8款自動車取得税交付金の予算額は1,100万円で、前年度比400万円、26.7%の減を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金350万円につきましては、本年度新たに予算計上するものでございます。9款環境性能割交付金につきましては、平成31年10月1日の消費税率の引き上げにあわせ自動車取得税が廃止され、新たに設けられます道税として収入される自動車税環境性能割の一定額を市町村に交付するものでございます。

10款地方特例交付金の予算額は660万円で、前年度比140万円、26.9%の増を見込んだものでございます。

11款地方交付税の予算額は35億2,837万2,000円であり、前年度比2,140万6,000円、0.6%の増でございます。平成30年度の普通交付税の確定額を参考に、平成31年度の地方財政計画の算定を見込んで推計したものでございます。

12款交通安全対策特別交付金の予算額は350万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金の予算額は5,873万5,000円で、前年度比162万4,000円、2.8%の増でございます。

14款使用料及び手数料の予算額は1億7,589万7,000円で、前年度比378万3,000円、2.1%の減でございます。

15款国庫支出金の予算額は9億1,734万6,000円で、前年度比1億7,554万2,000円、23.7%の増で

ございます。主な要因としましては、プレミアム付商品券事務費補助金、埋蔵文化財発掘調査委託金等の増によるものでございます

16款道支出金の予算額は6億1,681万5,000円、前年度比3,266万3,000円、5.6%の増でございます。主な要因としましては、重度心身障害者医療費助成補助金、参議院議員選挙費委託金等の増によるものでございます。

17款財産収入の予算額は417万9,000円で、前年度比22万5,000円、5.1%の減でございます。

18款寄附金の予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金の予算額は1億9,235万9,000円で、前年度比1億1,808万円、38%の減でございます。主な要因としましては、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、公共施設建設整備基金繰入金の減によるものでございます。

20款繰越金の予算額は100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

21款諸収入の予算額は1億7,207万1,000円で、前年度比911万円、0.5%の減でございます。

22款町債の予算額は12億9,261万3,000円で、前年度比4億4,629万4,000円、52.7%の増でございます。そのうち普通交付税の振りかえ分としての臨時財政対策債が前年度と比較して4,240万6,000円減の2億1,491万3,000円でございます。主な増加要因としましては、山田団地浄化槽整備事業債や町営斎場建替事業債、タイヤショベル購入事業債等の過疎対策事業債などの増によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をごらん願います。予算書では12ページの歳出をごらん願います。

1款議会費の予算額は1億4,554万5,000円で、前年度と比較して52万円、0.4%の減でございま

す。

2款総務費の予算額は9億5,184万8,000円で、前年度と比較して7,240万8,000円、8.2%の増でございます。主な要因としましては、食の都プロジェクト推進事業費、参議院議員選挙費などの増によるものでございます。

3款民生費の予算額は20億2,841万5,000円で、前年度と比較して5,606万3,000円、2.8%の増でございます。主な要因としましては、障害福祉サービス費等給付費、介護保険特別会計繰出金などの増によるものでございます。

4款衛生費の予算額は24億9,642万5,000円で、前年度と比較して6億1,750万4,000円、32.9%の増でございます。主な要因としましては、後期高齢者医療特別会計繰出金、じんかい収集車購入が減となりましたが、町営斎場建替事業、タイヤシヨベル購入などの増により全体として増額となっております。

5款労働費の予算額は3,261万3,000円で、前年度と比較して104万3,000円、3.3%の増でございます。

6款農林水産業費の予算額は2億5,928万3,000円で、前年度と比較して52万4,000円、0.2%の増でございます。主な要因としましては、道営水利施設整備事業負担金、水産物供給基盤機能保全事業負担金などの増によるものでございます。

7款商工費の予算額は2億2,207万1,000円で、前年度と比較して1,279万6,000円、5.4%の減でございます。

8款土木費の予算額は10億8,405万4,000円で、前年度と比較して1億8,896万4,000円、14.8%の減でございます。主な要因としましては、各公園遊具更新工事、山田団地浄化槽整備工事が増となりましたが、ロータリ除雪車購入、公共下水道特別会計繰出金などの減により全体として減額となっております。

9款消防費の予算額は5億3,433万3,000円で、

前年度と比較して1億74万5,000円、15.9%の減でございます。主な要因としましては、余市消防署における救助工作車購入などの減によるものでございます。

10款教育費の予算額は7億3,982万9,000円で、前年度と比較して1億2,958万2,000円、21.2%の増でございます。主な要因としましては、埋蔵文化財発掘調査事業などの増によるものでございます。

11款公債費の予算額は7億1,058万4,000円で、前年度と比較して409万9,000円、0.6%の減でございます。主な要因としましては、長期債償還元金の減によるものでございます。

12款予備費の予算額は500万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調べについてご説明申し上げます。参考資料の4ページ、5ページをお開き願います。平成31年度の歳入における経常一般財源、4ページの表の右から2列目、E-F欄の下段、歳入合計a欄につきましては54億2,399万6,000円、前年度と比較して額で3,742万1,000円、率で0.7%の増となっております。地方消費税交付金、地方交付税の増額が要因でございます。一方、下のページの表の歳出における経常一般財源、5ページの表の右から2列目、下から5行目は54億4,118万7,000円であり、前年度と比較して額で1億4,234万円、率で2.5%の減となっております。減額の主な要因につきましては、人件費、物件費が増額となっているものの、補助費等繰出金が減額となったことによるものでございます。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債2億1,491万3,000円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載しておりますが、96.5%となり、前年度と比較して2.4ポイント改善したものの、本町の

経常収支比率は依然高比率で推移しており、財政の硬直化も継続している状況でございます。今日の経済情勢等を踏まえた場合、歳入において普通交付税等経常一般財源の増加を見込むことは難しい状況でございますが、今後も自主財源である町税の確保に最大限の努力を払い、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。本年度設定する債務負担行為は2点でございます。1点目は、平成31年度合併処理浄化槽水洗便所改造等資金利子補給金でありまして、期間が平成31年度から平成36年度まで、限度額を貸付額に対する利子相当額とするものであります。2点目が平成31年度金融機関が貸付ける合併処理浄化槽水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。期間が平成31年度から平成36年度まで、限度額を貸付額に延滞金を加算した額の範囲内とするものであります。

次に、第3表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをごらん願います。本年度の地方債につきましては12件で、限度額の合計は12億9,261万3,000円でございます。公衆無線LAN整備事業債420万円、道路ストック整備事業債430万円、山田団地浄化槽整備事業債2,000万円、旧町長公宅解体事業債280万円、過疎対策事業債、ハード分で町営斎場建替事業債8億8,960万円、タイヤショベル購入事業債1,830万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債760万円、水産物供給基盤機能保全事業債1,260万円、橋りょう補修整備事業債1,550万円、中央公民館屋上防水事業債2,480万円、過疎地域自立促進特別事業債、ソフト分7,800万円、国の地方財政への対応による本来の普通交付税措置にかえて財源不足に充てるための臨時財政対策債が2億1,491万3,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様と設定いたしております。

以上、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○民生部長（須藤明彦君） 次に、同じく一括上程されました議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

平成12年度より開始されております介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透するとともに、高齢化の進展等により、今後も需要は高く推移する傾向を示しております。

平成31年度の予算編成に当たりましては、第7期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより、安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上いたしたところであり、この結果当会計の予算総額は前年度対比6,812万1,000円増の23億9,917万1,000円となった次第でございます。本年度におきましても第7期介護保険事業計画のもと地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見きわめ、保険料を初めとする必要な財源の安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努力をいたしてまいりたいと存じます。

それでは、以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

ます。

議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算。

平成31年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億9,917万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

平成31年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらん願います。

平成31年度当初予算額は、歳入歳出それぞれ23億9,917万1,000円で、前年度と比較して6,812万1,000円の増となっております。この内容につきましては款別の各項、各目別にご説明いたしますので、予算書は次の6ページをお開き願います。あわせて予算参考資料の2ページ、2、歳入歳出予算総括表のほうもごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1款保険料、本年度予算額は4億3,851万6,000円で、前年度と比較し1,805万3,000円の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、3款国庫支出金、本年度予算額は6億1,546万円で、前年度と比較し1,766万7,000円の増となっております。

内訳として、1項国庫負担金、本年度予算額は

3億9,658万2,000円で、前年度と比較し1,127万円の増となっております。

予算書は、次の7ページをごらん願います。2項国庫補助金、本年度予算額は2億1,887万8,000円で、前年度と比較し639万7,000円の増でございます。内容といたしましては、介護給付費に係る調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

次に、4款支払基金交付金、本年度予算額は6億2,755万円で、前年度と比較し1,890万8,000円の増となっております。内容といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

5款道支出金、本年度予算額は3億4,520万9,000円で、前年度と比較し876万円の増でございます。

内訳として、1項道負担金、本年度予算額は3億2,440万7,000円で、前年度と比較し792万3,000円の増でございます。

予算書は、次の8ページをお開き願います。2項道補助金、本年度予算額は2,070万2,000円で、前年度と比較し83万7,000円の増でございます。

3項道委託金、本年度予算額は10万円で、前年度と同額の計上でございます。

6款財産収入、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の9ページをごらん願います。7款繰入金、本年度予算額は3億7,235万5,000円で、前年度と比較し4,083万9,000円の増でございます。

内訳として、1項一般会計繰入金、本年度予算額は3億5,725万5,000円で、前年度と比較し2,733万9,000円の増でございます。

2項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は1,510万円で、前年度と比較し1,350万円の増で

ございます。

8 款繰越金、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の 10 ページをお開き願います。9 款諸収入、本年度予算額は 5 万円で、前年度と同額の計上でございます。

内訳として、1 項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

2 項預金利子、本年度予算額は 1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

3 項雑入、本年度予算額は 3 万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の 11 ページをごらん願います。1 款総務費、本年度予算額は 3,208 万 7,000 円で、前年度と比較し 77 万 5,000 円の増でございます。

内訳として、1 項総務管理費は、一般事務経費分の計上でございます。

2 項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の 12 ページをお開き願います。3 項介護認定審査会費は、介護認定審査及び認定調査にかかわる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の 13 ページをごらん願います。2 款保険給付費、本年度予算額は 22 億 2,093 万 2,000 円で、前年度と比較し 5,905 万 1,000 円の増でございます。

内訳として、1 項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2 項は、介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3 項は、その他諸費として介護給付費に係る審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の 14 ページをお開き願います。4 項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費

及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6 項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の 15 ページをごらん願います。7 項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3 款地域支援事業費、本年度予算額は 1 億 4,465 万 1,000 円で、前年度と比較し 819 万 5,000 円の増でございます。

内訳として、1 項介護予防・生活支援サービス事業費並びに 2 項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の 16 ページをお開き願います。3 項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の 17 ページをごらん願います。4 項は、その他諸費として介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4 款諸支出金、本年度予算額は 30 万円で、前年度と比較し 10 万円の増でございます。

5 款基金積立金、本年度予算額は 1,000 円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の 18 ページをお開き願います。6 款公債費、本年度予算額は 20 万円で、前年度と同

額の計上でございます。

7 款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第 2 号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表等を記載しておりますので、後ほどご高覧を賜りたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第 3 号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度余市町国民健康保険特別会計につきましては、総体で前年度と比較して 1 億3,000万円を減額した予算を計上いたしたところでございます。平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなり、本町におきましても道と一体となって事務の広域化や効率化を図りながら、適正な財源確保と単年度収支均衡を念頭に置き、健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

以下、議案を朗読し、主な予算内容についてご説明申し上げます。

議案第 3 号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

平成31年 3 月 4 日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

最初に、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の 5 ページ及び 6 ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらん願います。

平成31年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ 26 億1,900万円で、前年度当初予算額と比較して 1 億3,000万円の減となっております。歳出におきましては、前年度当初予算額と比較し主な増減といたしましては、保険給付費においては直近の給付実績及び被保険者数が減少となっていることによる減、国民健康保険事業費納付金による減など必要予算額を計上したものでございます。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の 7 ページとあわせて参考資料の 2 ページの 2、歳入歳出予算総括表の上段をごらん願います。

1 款国民健康保険税、本年度予算額は 4 億 3,458 万 9,000 円で、前年度と比較して 2,877 万 1,000 円の減となっております。

1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額は 4 億 3,272 万円で、前年度と比較して 2,699 万 7,000 円の減でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額は 186 万 9,000 円で、前年度と比較して 177 万 4,000 円の減となっております。医療給付費分及び後期高齢者支援金分と介護納付金分のそれぞれの現年課税分につきましては、一般被保険者と同じ賦課割合に基づき算定されたものを計上しております。

次に、8 ページをお開き願います。2 款一部負担金及び 3 款使用料及び手数料につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しております。

4 款道支出金、本年度予算額は19億7,955万5,000円で、前年度と比較して9,614万円の減となっております。

5 款繰入金、本年度予算額は2億395万9,000円で、前年度と比較して508万9,000円の減となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰り入れでございませう。

9 ページをごらん願います。6 款諸収入、本年度予算額49万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書は10ページ、参考資料は同じ2ページの下段をごらん願います。1 款総務費、本年度予算額は2,332万9,000円で、前年度と比較して7万1,000円の減でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2 款保険給付費、本年度予算額は19億6,157万7,000円で、前年度と比較して9,472万1,000円の減でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額は6億1,394万円で、前年度と比較して3,870万4,000円の減でございます。

予算書の13ページをごらん願います。4 款共同事業拠出金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

5 款保健事業費、本年度予算額は1,615万3,000円で、前年度と比較して349万6,000円の増でございます。

予算書の14ページをお開き願います。6 款公債費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

7 款諸支出金、本年度予算額は200万円で、前年度と同額を計上しております。

8 款予備費、本年度予算額100万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました予算総額のほか、保険税課税状況並びに各予算の算出基礎等を記載しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

続きまして、一括上程されました議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総体で前年対比1,300万円を減額した予算を計上いたしたところでございます。平成20年度より75歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけられております保険料の徴収等、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、主な予算内容についてご説明を申し上げます。

議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

最初に、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ及び6ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらん願います。

平成31年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億1,600万円で、前年度当初予算と比較して

1,300万円の減となっております。

以下、各款別の内容について歳入からご説明いたします。予算書の7ページから、あわせて参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表をごらん願います。

1款後期高齢者医療保険料、本年度予算額は2億1,739万2,000円で、前年度と比較して661万1,000円の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、3款繰入金、本年度予算額は9,797万6,000円で、前年度と比較して567万6,000円の減でございます。内容につきましては、本特別会計で使用する一般管理費等事務費に係る繰り入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に係る繰り入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせ、保険基盤安定繰入金として計上いたしております。

予算書の8ページをお開き願います。4款繰越金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

5款諸収入、本年度予算額61万円で、前年度と同額を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、平成30年度において後期高齢者医療システムの改修が必要となり、その財源として国庫支出金を計上しておりましたが、改修が終了したことに伴い廃款といたしたところであります。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書の10ページ、参考資料は同じ1ページ下段をごらん願います。1款総務費、本年度予算額は314万3,000円で、前年度と比較して69万8,000円の減でございます。

1項総務管理費、本年度予算額は62万9,000円で、前年度と同額を計上しております。

2項徴収費、本年度予算額251万4,000円で、前

年度と比較して69万8,000円の減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額は3億1,224万7,000円で、前年度と比較して1,230万2,000円の減となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に係る負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上いたしましたものでございます。

予算書の11ページをごらん願います。3款諸支出金、本年度予算額は60万円で、前年度と同額を計上しております。

4款予備費、本年度予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

○建設水道部長（亀尾次雄君） 引き続きまして、一括上程されました議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算。

平成31年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,543万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

平成31年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

本年度の予算の概要につきましては、主な事業といたしまして処理場整備事業として下水処理場の監視制御設備及び計測設備の更新工事を行い、また管渠整備事業として浜中中継ポンプ場の汚水ポンプ設備更新工事と汚水管渠642メートルの整備を実施するものであります。さらに、施設の管理に当たりましては、効率的な運営が図られるよう予算措置を行ったところであります。

この結果、本年度の予算総額は12億6,543万8,000円となり、前年度当初予算額と比較いたしまして673万9,000円、0.5%の増となった次第であります。

初めに、予算の総体をご説明申し上げますので、予算書の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。あわせて参考資料の1ページ、歳入歳出予算総括表をごらん願います。

歳入につきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金、本年度予算額150万6,000円で、前年度と比較して72万4,000円、32.5%の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億6,416万3,000円で、前年度と比較して1,024万8,000円、3.7%の減となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額1億2,740万円で、前年度と比較して4,710万円、58.7%の増となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円は、前年度と同額の計上でございます。

5款繰入金、本年度予算額4億3,504万4,000円で、前年度と比較して5,768万9,000円、11.7%の減となっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円は、前年度と同額の計上でございます。

7款諸収入、本年度予算額2,000円は、前年度と同額の計上であります。

8款町債、本年度予算額4億3,730万円で、前年度と比較して2,830万円、6.9%の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額6,876万円で、前年度と比較して604万円、9.6%の増となっております。

2款事業費、本年度予算額4億7,030万2,000円で、前年度と比較して6,680万5,000円、16.6%の増となっております。

3款公債費、本年度予算額7億2,631万6,000円で、前年度と比較して6,610万6,000円、8.3%の減となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円は、前年度と同額の計上でございます。

次に、主な款項の内容について歳入からご説明いたしますので、予算書9ページをごらん願います。1款分担金及び負担金、1項負担金150万6,000円につきましては、平成30年度までに供用開始した区域と平成31年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込み額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億6,405万9,000円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘

案し、下水道使用料を計上したものでございます。

次に、10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金1億2,740万円につきましては、管渠整備事業及び下水処理場整備事業に係る国庫補助金を計上したものでございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につきましては、基金より生じる利子の見込み額を計上したものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金3億3,558万9,000円につきましては、下水道事業に対する経費に基づく一般会計からの繰入金を計上したものでございます。

次に、11ページをごらん願います。

5款繰入金、2項公共下水道事業基金繰入金9,945万5,000円につきましては、下水道事業償還に対する経費の不足額を下水道事業基金繰入金に求め、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、12ページをお開き願います。8款町債、1項町債4億3,730万円につきましては、一般起債のほかの計上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、13ページをごらん願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,631万4,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料収納事務委託料、消費税等を計上したものでございます。

次に、14ページをお開き願います。中段をごらん願います。2目財産管理費244万6,000円につきましては、各種保険料及び下水道台帳作成委託料等を計上したものでございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費3億829万2,000円につきましては、事業に要する人件費のほか汚水管渠に係る実施設計の委託料、管渠建設及び処理場設備更新に係る工事費を計上したものでございます。

次に、15ページ下段をごらん願います。2目施設管理費1億6,201万円につきましては、下水処理

場及び中継ポンプ場の施設維持管理経費を計上したものでございます。

次に、17ページをお開き願います。3款公債費、1項公債費、1目元金6億714万8,000円、2目利子1億1,916万8,000円につきましては、借り入れ本数116本、未償還額77億3,599万円に係る元金及び利子、さらに一時借入金に対する利子を計上したものでございます。

次に、第2表、債務負担行為につきましてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。水洗便所改造等資金につきましては、貸付事務の取り扱い金融機関に対して貸付金の利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、これにつきまして貸付金の返済期間に合わせ設定いたしております。

次に、下段の第3表、地方債についてご説明いたします。本年度の事業執行に当たり必要な下水道事業債であり、限度額は4億3,730万円であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様に設定いたしましたものでございます。

以上、議案第5号につきましてその提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、一括上程されました議案第6号平成31年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本年度の予算につきましては、収益的収入及び支出について、収入においては給水収益の減少により、水道事業収益全体で前年度当初予算から比較して2.6%の減少であります。また、支出においては、浄水施設に係る修繕費の減、さらに営業外費用において支払利息、消費税納付見込み額の減少などにより、水道事業費用全体で前年度当初予算と比較して2.7%の減となっております。

一方、資本的収入及び支出につきましては、主な建設改良事業として重要な施設への管路の耐震

化を昨年に引き続き実施するとともに、余市川水源の水質監視装置の一部を更新し、水道施設の強化を図るものでございます。また、建設改良費及び事業費の元金償還額の増加に伴い、資本的収支において大幅に財源不足が発生することから、引き続き資本費平準化債の借入れ措置を行い、あわせて建設改良費の財源に充てるための企業債の借入れを行うとともに、なお不足する財源につきましては損益勘定留保資金等により補填するものでございます。

本年度の予算執行に当たりまして、水道の基本責務であります安全、安心な水の安定的供給を図るために創意工夫を重ねながら、最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成31年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,720戸。
- (2) 年間総配水量210万7,848立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,759立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業3億1,090万円につきましては、重要な施設への管路の耐震化とあわせて市街地の管路整備として配水管の布設を行うものでございます。

(イ) 原水設備改良事業3,410万円につきましては、余市川取水ポンプ場のアンモニア自動測定装置の更新を行うものでございます。

(ウ) 量水器設置事業1,453万7,000円につきましては、計量法に基づく更新、さらには新設用の量水器設置に要する費用でございます。

2ページをお開き願います。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益7億2,247万6,000円、第1項営業収益5億4,388万5,000円につきましては、給水収益5億2,586万円、その他の営業収益1,802万5,000円であります。

第2項営業外収益1億7,859万1,000円につきましては、受取利息5万円、一般会計からの補助金5,906万8,000円、長期前受金戻入6,857万2,000円、引当金戻入5,080万1,000円、雑収益10万円であります。

支出、第1款水道事業費用7億228万6,000円、第1項営業費用6億360万円につきましては、原水及び浄水費1億6,751万2,000円、配水及び給水費5,660万8,000円、総係費7,000万8,000円、減価償却費3億944万7,000円ほかであります。

第2項営業外費用9,758万6,000円につきましては、支払利息9,504万3,000円、消費税及び地方消費税254万3,000円でございます。

第3項特別損失100万円は、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,170万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億2,695万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,788万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,686万6,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入3億9,101万4,000円、第1項出資金1,997万円は、簡易水道分に係る企業債の元金償還に対する一般会計の出資金でございます。

第2項国道補助金4,840万4,000円は、重要給水施設への耐震化に対する道補助金の計上でございます。

ます。

第3項工事負担金464万円は、配水管布設がえにより移設が必要となる消火栓等の移設負担金であります。

第4項企業債3億1,800万円は、配水管整備等に係る水道事業債2億4,800万円及び資本費平準化債7,000万円でございます。

支出、第1款資本的支出7億271万8,000円、第1項建設改良費3億8,248万3,000円につきましては、営業設備費1,470万7,000円、配水設備改良費3億2,833万円、原水設備改良費3,944万6,000円あります。

第2項企業債償還金3億1,895万円につきましては、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構等への企業債償還元金の計上でございます。

第3項国道補助金返還金128万5,000円につきましては、平成29年度補助事業に対する補助金返還金でございます。

3ページをごらん願います。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額2億2,000万円、起債の目的、原水設備改良事業、限度額2,800万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額7,000万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定め

る。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億2,059万9,000円。

(2) 交際費1万円。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,906万8,000円である。

これにつきましては、簡易水道事業の統合等に伴う一般会計からの営業助成の補助金を計上したものでございます。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

平成31年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、8日から10日までの3日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、8日から10日までの3日間休会とすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま
しました。

なお、11日は会議規則第8条の規定に基づき、
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 6時10分

上記会議録は、枝村書記・荒谷書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 7番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 8番 吉 田 浩 一